

○追手門学院教育振興会会則

2014年7月5日

制定

(名称と事務所)

第1条 本会は、追手門学院教育振興会と称し、事務所を学校法人追手門学院（以下「学院」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学院の教育事業を援助することを通して、学院の充実と発展に寄与し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・研究活動に対する援助
- (2) 教育環境の整備に対する援助
- (3) 会員の親睦
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学院が設置する学校（以下「学校」という。）に在籍する学生・生徒・児童・園児の保護者又はこれに代わる者
- (2) 特別会員 学院に勤務する理事及び教職員

(組織)

第5条 本会に、次の組織を置く。

- (1) 追手門学院大学教育後援会
- (2) 追手門学院中・高等学校PTA
- (3) 追手門学院大手前中・高等学校PTA
- (4) 追手門学院小学校PTA
- (5) 追手門学院幼稚園PTA

2 前項に定める組織（以下「各PTA・後援会」という。）は、学校毎の会員をもって構成する。

3 各PTA・後援会に、会長を置く。

4 各PTA・後援会に関し必要な事項は、別に定める。

(賛助団体)

第6条 本会に、次の賛助団体を置く。

(1) 追手門学院校友会山桜会

(2) 追手門学院大学校友会

2 前項に定める賛助団体は、本会の設立趣旨に賛同し、本会の目的達成に協力するとともに、本会と協調・連携して学院の発展に資するよう努めるものとする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 委員 15名以内

(4) 監事 2名

(5) 会計 2名

2 会長は、理事長をもってあてる。

3 副会長は、学長をもってあてる。

4 委員は、専務理事、初等中等教育長、常務理事、校長、園長及び各PTA・後援会の会長をもってあてる。

5 監事は、会員の中から、監事選考委員会で選出し、会長がこれを委嘱する。

6 監事選考委員会の委員は、会長が正会員の中から2名及び特別会員の中から2名を指名し委嘱する。

7 会計は、会員の中から、会長が選出し委嘱する。

8 監事及び会計の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、正会員の監事又は会計が任期途中で会員資格を喪失する場合は、任期満了の日まで会員資格を延長する。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

(3) 委員は、予算、決算及びその他重要事項を審議する。

(4) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

(5) 会計は、本会の会計を処理する。

(総会)

第9条 本会に、総会を置く。

- 2 総会は、本会の最高決議機関とする。
- 3 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 4 総会は、毎年1回開催し、会長が必要と認めたとき、臨時に総会を開くことができる。
- 5 総会は、役員及び各PTA・後援会の副会長をもって構成する。
- 6 総会は、前項で定める構成員の過半数の出席をもって成立するものとし、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 各賛助団体の長は、支援・協力者として総会に出席し、意見を述べることができる。
- 8 総会は、次の事項を附議する。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 会則、規約等の制定及び改廃
 - (4) その他重要事項(役員会)

第10条 本会に、役員会を置く。

- 2 役員会は、役員をもって構成し、総会に次ぐ決議機関とする。
- 3 会長は、必要に応じて役員会を招集する。
- 4 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 本会の運営方針
 - (2) 総会から委任された事項
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) 会則、規約等の制定及び改廃
 - (6) その他役員会が必要と認めた事項(会計)

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の運営は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
(会費)

第12条 会費は、正会員から徴収する。

- 2 会費の徴収は、会長が学院に委託して行う。
- 3 会費の額は、役員会の議を経て、総会において定める。

4 会費の額は、別表のとおりとする。

(事務の委託)

第13条 本会の庶務及び会計事務は、学院に委託するものとする。

(会則の改正)

第14条 この会則の改正は、役員会の議を経て、総会の承認により行う。

附 則

この会則は、2014年7月5日から施行する。

附 則

この会則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2016年7月2日から施行する。

附 則

この会則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2020年4月1日から施行する。

別表 会費の額（第12条第4項関係）

名称	会費の額
追手門学院大学教育後援会	学生1人あたり年額 5,000円
追手門学院中・高等学校PTA	生徒1人あたり月額 1,000円
追手門学院大手前中・高等学校PTA	生徒1人あたり月額 1,500円
追手門学院小学校PTA	児童1人あたり月額 1,000円
追手門学院幼稚園PTA	園児1人あたり月額 1,000円

(注)

- 1 会費は、当該の学生・生徒・児童・園児の在籍期間中、納入するものとする。
- 2 退会者の既納の会費は、原則として返還しないものとする。